

門川町子ども読書活動推進計画（第二次）

～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して ～



平成29年3月

門川町 門川町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	
1 国の動向	2
2 宮崎県の動向	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の目的	3
2 基本方針	3
(1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	
(2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	
(3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発	
3 計画の期間	3
第3章 子どもの読書活動推進の方策	
1 家庭	3
(1) 役割	
(2) 現状	
(3) 読書環境の整備・充実	
2 地域	4
(1) 役割	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
(2) 現状	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
(3) 読書環境の整備・充実	
① 町立図書館等	
② ボランティア・民間団体等	
3 学校等	6
(1) 役割	
① 幼稚園・保育所（園）	

② 小・中・高等学校及び児童クラブ等	
(2) 現状	
① 幼稚園・保育所（園）	
② 小・中・高等学校及び児童クラブ等	
(3) 読書環境の整備・充実	
① 幼稚園・保育所（園）	
② 小・中・高等学校	
③ 児童クラブ等	
4 方策の推進に必要な事項	9
(1) 推進体制の整備	
(2) 啓発・広報の推進	

■ 参考資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿
- 門川町立図書館統計資料

はじめに

子どもにとっての読書は、知識や知恵を学ぶだけでなく、感性や情緒を磨き、表現力、思考力や創造力などを養うとともに、命や人を大切にするなど人間性を育み、人生をより豊かなものとしていくために欠くことができないものです。

しかしながら近年は、テレビやDVD、インターネットや携帯電話など、さまざまな情報メディアの発達・普及により子どもの生活習慣が変化し、さらに、幼児期からの読書習慣の未形成により、子どもの読書離れが指摘されています。

このため、国は平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月に第二次、さらに、平成25年5月には、第三次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

これらを受け宮崎県は、平成16年3月に「宮崎県こども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成23年3月には第二次宮崎県こども読書活動推進計画を策定、施策の推進がなされています。また、平成28年7月に「日本一の読書県」を目指した総合推進事業において、「宮崎県生涯読書推進計画」を検討中でもあります。

門川町におきましても、子どもたちが読書に親しむことにより、豊かな感性をもった健やかな子どもに成長することを願って、平成23年3月に「門川町こども読書活動推進計画」を策定いたしました。

これまで、この計画に沿って、家庭・地域・学校が一体となって取り組んだ結果、一定の成果が得られました。今後さらに、本町における読書活動の推進を図るため、このたび門川町こども読書活動推進計画（第二次）を策定することといたしました。

今後は、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、関係機関との連携を図り、本計画の各種施策を展開し、子どもの読書活動を推進してまいります。

平成29年3月

第1章 計画策定の背景

1 国の動向

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

これを機に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、自主的に読書活動を行うことのできる環境の整備を積極的に推進することとした第一次基本計画（平成14年）や、その後の社会情勢等の変化を踏まえた第二次基本計画（平成20年）を定め、施策の推進を図ってきました。

現在は、第二次基本計画期間中における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で第三次基本計画（平成25年）を定め、子どもの読書活動推進を継続して推進しています。

2 宮崎県の動向

県は、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本として、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画 ～全県的な展開に向けて～」を公表しました。この計画により一定の成果と課題が明らかになったことを受け、第二次推進計画（平成23年～平成32年）を策定し、読書のさらなる推進を図ってきました。

その後、平成27年に改定された宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」によって体系づけられた「県づくりの基本姿勢」から「日本一の読書県」を目指した総合推進事業「生涯にわたって読書に親しむみやざき県民」に発展させるため、組織を横断した「宮崎県読書活動推進委員会」を設置し、宮崎県生涯読書推進計画（平成30年～平成34年）の検討を行っています。



「日本一の読書県」のキャッチフレーズ・ロゴデザイン

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めるとあり、本計画は、法の理念に基づき本町における子どもの読書活動推進の環境を整備し、計画的な施策の推進を図ることを目的とします。

2 基本方針

(1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するには、乳幼児期から、また、就学以降も子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。そのためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げるような機会を提供することが大切です。

(2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を支えるには、子どもが日常的に本と出会う場である町立図書館や学校図書館における読書環境の充実が必要であり、図書等が十分整備され、子どもがいつでも利用できるような体制づくりが大切です。

(3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発

子どもの読書活動を推進する社会的気運を醸成するためには、様々な機会を利用し、読書の意義や重要性について広く理解と関心を深め、広報・啓発に努めることが大切です。

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭

(1) 役割

家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境を作るとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

このため、家庭においては読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなどの読書に親しむきっかけづくりが重要です。

また、定期的に読書の時間を設けて習慣づけを図るなど、子どもの読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけも望まれます。

(2) 現状

現代社会においては、インターネットや携帯電話等情報ネットワークの拡大や核家族化等社会構造の変化により、家庭環境が変化し保護者や子どもの価値観が多様化してきています。それに伴って、幼児期からの読書習慣が身につかず、読書の楽しさや読書に親しむ機会の少ない子どもたちが増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、本町では平成21年度よりブックスタート（注：1）を実施し、1歳未満児とその保護者に読み聞かせを行い、また、その必要性を認識させるために絵本を贈り、読書に親しむ環境づくりを進めています。

また、町PTAでは、「子どもの成長を支え育む“かどがわ4か条”第2条『読書を家族みんなで楽しみます！』」（注：2）を実践しています。

(3) 読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効です。そこで町は、

- ブックスタートのさらなる充実により、読み聞かせや読書の大切さについての理解が得られるよう努めます。
- 保護者を対象とした読書に関する講座の開催を促進します。そのために、子育て支援の一環として図書館や子育て人づくりセンターにおいて行われる読み聞かせなど、親子が本に触れ合う機会を提供することにより、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。
- 保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図ります。

2 地域

(1) 役割

① 町立図書館等

町立図書館は子どもが本と出会い親しむことのできる場であり、子ども読

書活動の中核施設としての役割があります。

② ボランティア・民間団体等

読み聞かせや図書館支援活動を行う市民団体等には、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されています。

(2) 現状

① 町立図書館等

町立図書館は平成14年7月に開館し、平成28年で15年目を迎えました。図書資料数については、平成28年3月末において94,813冊（初年度50,730冊）、貸出冊数68,459冊（町民1人当たり約4冊）、カード登録者数12,155名（参考資料「町立図書館の利用状況」参照）となっています。また、図書館利用の増進を図るため、図書館まつりやお話し会等のイベントを実施し、毎月、図書館だよりも発行しています。

さらに、県立図書館や近隣市町図書館とのネットワークを構築し、情報の共有化をはじめ広く読書推進活動を展開しています。

町立図書館から遠隔地にある小・中学校については、移動図書館を開設し、月2回の割合で実施しています。

② ボランティア・民間団体等

教育委員会や町立図書館が年間を通じて主催するブックスタートや読み聞かせ教室の開催には、ボランティア・民間団体の方の参加が必要不可欠になっており、保護者に対する助言指導や子どもの読書に親しむ環境づくりに大きく寄与しています。

(3) 読書環境の整備・充実

① 町立図書館等

○ 児童図書の質・量の充実

子どもの読書環境の整備として大切なことは、基本的には蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスの取れた蔵書構成も重要です。移動図書館の図書についても、学年に応じた選書を行い、活用しやすい取組に努めます。

○ より良い読書環境の整備

誰でも利用しやすく魅力ある読書環境の整備が必要です。そのためには、書架の配置や図書の分かりやすい配架や展示、図書館や読書に関する情報（子どもの年齢に応じたブックリスト等）の提供に努めます。また、乳幼児から絵本に親しむブックスタート、中・高生を対象とした図書館サービス、ブックトーク（注：3）、アニマシオン（注：4）、ビブリオバトル（注：

5) 等その他様々な読書普及活動を推進します。そのほか、読書に興味のない子どもたちに、読書に親しむ機会（お話し会、イベント等）を与える工夫に努めます。

○ 学校等との連携

町立図書館を利用して、小学3～4年生の児童の調べ学習授業の実施や、団体貸出及び巡回貸出の活動は、町立図書館と学校等機関とが連携で行う読書活動であるという認識のもとに、調べ学習授業等のさらなる推進や、その活動がスムーズに行えるよう学校との連携を図ります。

○ 図書館員の資質の向上

町立図書館に従事する図書館員は、読書活動を一層推進するため、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するなど、研修会等に積極的に参加し資質の向上に努めます。

○ まちをつなぐ図書館未来づくりプロジェクトの実施

町民福祉やまちづくりへの貢献を目指すため、学校や関係機関との連携を図り、情報リテラシー教育の推進や課題解決等を支援します。

② ボランティア・民間団体等

子どもは大人が与える読書環境をそのまま受け入れるため、子どもたちへの読み聞かせ等の対応が重要です。町立図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換や様々な分野についての検討と取組を推進します。

また、ボランティア連絡協議会を設置し、定例会、研修会等により情報の共有と知識の習得に努めます。

3 学校等

(1) 役割

① 幼稚園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。すべての乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなど、読書の時間を設けることが重要です。

② 小・中・高等学校及び児童クラブ等

小・中・高等学校及び児童クラブ等においては、子どもの発達の段階に応じた適切な指導により、子どもの読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣の形成が図られるよう努めることが重要です。そのためには、学校図書館図書整備を図り、町立図書館等関係機関と連携を図りながら、読書指導に関する目標や指導計画を明確にしていくことが重要です。

(2) 現状

① 幼稚園・保育所（園）

幼稚園・保育所（園）においては、日々保育の中で保育士やボランティアによる絵本の読み聞かせやお話し会、紙芝居等行われています。

② 小・中・高等学校及び児童クラブ等

○ 小学校

朝の時間や昼休みを活用した読書活動が定着しています。また、学校図書館支援員の派遣により、各学校図書館での図書分類指導や児童が利用し易い環境整備に関する助言、児童への読み聞かせ等を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。

○ 中学校

朝の時間を利用した読書、学期1回の読書集会、ボランティアや生徒による読み聞かせ活動が行われています。中学校においても、学校図書館支援員の派遣により、各学校図書館での図書分類指導や生徒が利用し易い環境整備に関する助言を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。

○ 高等学校

朝の読書活動が行われています。学校図書館には広い分野の図書が整備され、専門書や流行の作品に人気があります。また、課題研究のために専門書や専門雑誌が活用されています。

○ 小・中学校図書主任会

各学校の図書主任による連絡会議を毎年開催し、学校図書館の図書の配置や選書、読書指導等の意見交換を行っています。平成27年度には「門川の子どもたちに読ませたい図書100冊」を選び、何を読むかを明確にして年代ごとの読書を推進しています。

○ 児童クラブ等

平成28年3月現在、6か所に児童クラブが設置され、放課後から夕方まで小学1～3年生までの児童を受け入れています。読書の時間を設け、児童が図書に触れる機会を作っています。

(3) 読書環境の整備・充実

① 幼稚園・保育所（園）

子どもがいつでも絵本に親しめるよう図書コーナーを設けています。保育士や職員は、子どもの読書活動の重要性を理解し、子どもの発達の段階に応じた絵本の選書や読み聞かせを行うことが重要です。さらに、家庭・地域・

町立図書館と連携し、より充実した読書活動を推進し、子どもが絵本に親しむ多くの機会をつくるのが大切です。そこで町は、保護者に対する啓発と図書貸し出しの促進を支援します。

② 小・中・高等学校

○ 学校図書館図書運営計画の確立

読書活動を効果的に推進していくためには、まず各学校における図書運営計画の整備を行う必要があります。書籍の整理や電算化を進めていますが、各学校の司書教諭や図書主任を中心に学校図書館支援員や町立図書館と連携を図りながら、計画的な学校図書館の運営や読書指導に取り組むことが大切です。また、教科等の学習の時間においても、学校図書館が十分に活用できるよう整備していくことが重要です。それらの活動を町は積極的に支援します。

○ 読書活動の実態調査と課題の把握

アンケート等による実態調査を実施し、子どもの読書活動や各学校の取組、課題等を明らかにし、読書活動の推進のための方策を小・中学校図書主任会や関係機関団体と連携協力して策定し、それを支援していくことが重要です。

そのために町は、読書活動等の調査を行うなど実態の把握に努め、効果的な方策の策定を支援します。

○ 読書活動の推進

- ・ 小・中学校では、各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書活動を充実させる取組を行います。また、長期休業中の目的をもった読書活動を推進します。
- ・ 高等学校においては、総合的な学習の時間を活用した、読書活動に関する理論の学習や技術の習得およびその実践に取り組みます。

○ 校内研修の充実

学校における子どもの読書活動を推進するためには、全職員がその重要性を理解し、校長や図書主任等が中心になって、学校図書館の運営や教育活動との連携等についての研修や研究を行い、町立図書館等と連携・協力し読書に対する理解を深めることが重要です。

○ 図書資料等の整備・充実

読書活動や調べ学習などにおいて、子どもが自主的・主体的に学校図書館を活用するためには、基本的な蔵書の確保や図書資料等の整備・充実が不可欠です。学校図書館支援員との連携で指導助言を受け、子どもが利用しや

すいレイアウトや分類を行うなど、創意工夫し、利用しやすい環境づくりに努めることが重要です。

○ 保護者やボランティア等との連携

小・中・高等学校においてはPTAやボランティアとの連携による読み聞かせやブックトーク等の一層の充実を図ることが重要です。

また、町立図書館を中心に各学校との連携の方法や運営方針等を明確にし、読書活動に関する意見交換や情報の共有化を図り、親子の読み聞かせや読書に親しむ機会を増やすため、なお一層の連携、協力が不可欠です。

③ 児童クラブ等

「読書の杜事業」で平成21年度より書架と図書を購入し、寄贈して児童の読書に親しむ機会を増やしています。そこで町は、放課後児童支援員が子どもの読書活動の重要性を理解し、この環境を活用して子どもの読書習慣形成へ取り組む活動を支援します。

4 方策の推進に必要な事項

(1) 推進体制の整備

町立図書館は、子どもへのサービスとして、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校等に向けた団体貸出や読み聞かせを行い、子どもに読書に親しむ機会の提供や読書の楽しみを推進します。

また、地域やブックスタート等で活動するボランティアや民間団体の資質の向上や会員の拡充を目的として、読み聞かせに関する養成講座等の学習の機会を提供し、町立図書館と町民との協働や連携を推進します。

学校においては、調べ学習時の図書の活用について、町立図書館とスムーズな連携を図る等、子どもの図書活用機会の充実に努めます。

さらに、町立図書館で行う団体貸出や各種イベント等に積極的に参画し、関係機関が自立しつつ連携した活動を心がけます。

(2) 啓発・広報の推進

町や学校等の関係機関において、町立図書館ホームページや各種広報誌等で、子どもの読書活動推進に関する様々な情報発信に努め、全国で開催される「子ども読書の日」、春の「こどもの読書週間」（注：6）秋の「読書週間」（注：7）に合わせ町立図書館で開催する「図書館まつり」をはじめとした読書週間行事の内容充実に努めます。

(注：1) ブックスタート

門川町において平成21年度より、1歳未満の乳児全員を対象として乳児検診の機会を活用した、親子への読み聞かせと絵本を進呈する事業。

(注：2) “かどがわ4か条”第2条「読書を家族みんなで楽しみます！」

町PTA協議会が「かどがわ『教育の絆』推進懇話会」を受け、子どもたちに社会で自立できる「確かな学力」を身に付けさせる目的で、平成26年度に作成した取組の一部。

(注：3) ブックトーク

あるテーマに沿って数冊の本を取り上げ、本の楽しさや活用の可能性について紹介するもの。

(注：4) アニマシオン

事前に本を読み、その内容に関するゲームを行いながら、子どもが楽しみながら本を読む力を付けていくという、スペインで生まれた読書教育法。

(注：5) ビブリオバトル

ひとりひとりが好きな本を持ち寄って書評を展開し合うゲーム。人を通じて本を知ることができます。

(注：6) 「子ども読書の日」、春の「こどもの読書週間」

「こどもの読書週間」は子どもたちにもっと本を！との願いから、昭和34年に始まりました。平成12年からは、今の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日になりました。



(注：7) 秋の「読書週間」

終戦の2年後の昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家を創ろう」と、第1回「読書週間」が開かれました。翌年の第2回からは、いまの10月27日～11月9日になりました。



参 考 資 料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律 （衆議院文部科学委員会における付帯決議）	・ ・ ・ ・ ・	1
2	門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	5
3	門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	7
4	町立図書館の利用状況	・ ・ ・ ・ ・	8

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積

極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成28年11月24日 教育委員会要綱第1号)

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づき、「門川町子ども読書活動推進計画」を策定するために設置する門川町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(策定期間)

第2条 平成29年3月末までに策定、公表するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の役職員

(2) 公共的団体、その他関係団体の役職員

(3) 学識経験者

(4) その他、教育委員会が必要と認める者

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は補欠の委員を委嘱する。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。ただし第1回目は、教育長が招集する。

2 委員長は会議の議長となり、会務を総理する。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び旅費)

第6条 委員が会議に出会した場合、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例に基づく報酬を支給する。

2 会議に出席する委員のうち、対象者に対して門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例に基づき、旅費相当額を支給する。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、会議において関係職員の説明及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	平 野 博 康	門川小校長（町校長会図書館教育担当）
副委員長	金 澤 由紀子	北部教育事務所社会教育主事
委 員	中 村 認	町社会教育委員会会長
委 員	園 田 雄 己	町 PTA 会長
委 員	三 原 史 子	門川小教諭（学校図書館教育担当）
委 員	後 藤 真理子	門川中講師（学校図書館教育担当）
委 員	瓜 生 智 美	門川高教諭（学校図書館教育担当）
委 員	松 田 朝 子	町立図書館長
委 員	中 川 英 子	町立保育所長
委 員	小 野 俊 洋	教育総務課長
委 員	黒 木 季 世	同、嘱託員（学校図書館担当）
委 員	和 田 尚	社会教育課長
委 員	黒 木 健 太	同、主事

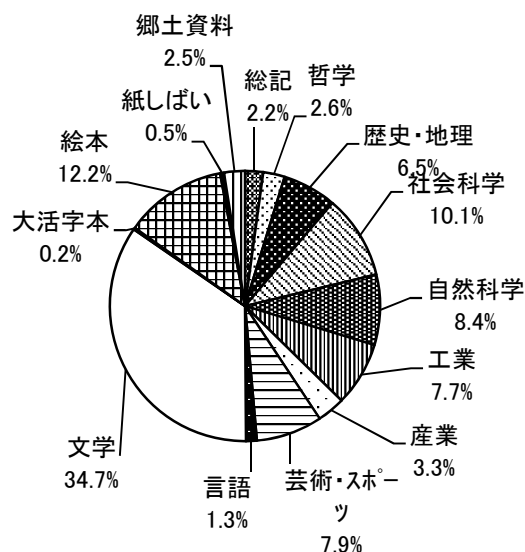
(1)所蔵資料

①図書(分類別資料数)

(平成28年3月31日現在)

	一般	児童	合計	構成比(%)
総記	1,605	435	2,040	2.2
哲学	2,198	257	2,455	2.6
歴史・地理	4,689	1,431	6,120	6.5
社会科学	8,184	1,363	9,547	10.1
自然科学	5,158	2,809	7,967	8.4
工業	6,253	1,011	7,264	7.7
産業	2,448	728	3,176	3.3
芸術・スポーツ	6,242	1,272	7,514	7.9
言語	850	365	1,215	1.3
文学	22,677	10,261	32,938	34.7
大活字本	194	0	194	0.2
絵本	0	11,589	11,589	12.2
紙しばい	0	431	431	0.5
郷土資料	2,192	171	2,363	2.5
図書合計	62,690	32,123	94,813	100.0

分類別図書構成比



②雑誌

雑誌合計	8,257
------	-------

③新聞

新聞	6種
----	----

④視聴覚

ビデオ	713
DVD	729
CD	505
AV合計	1,947

⑤総計

総合計	105,017
-----	---------

(2) 受入資料

① 資料受入状況推移

(冊)

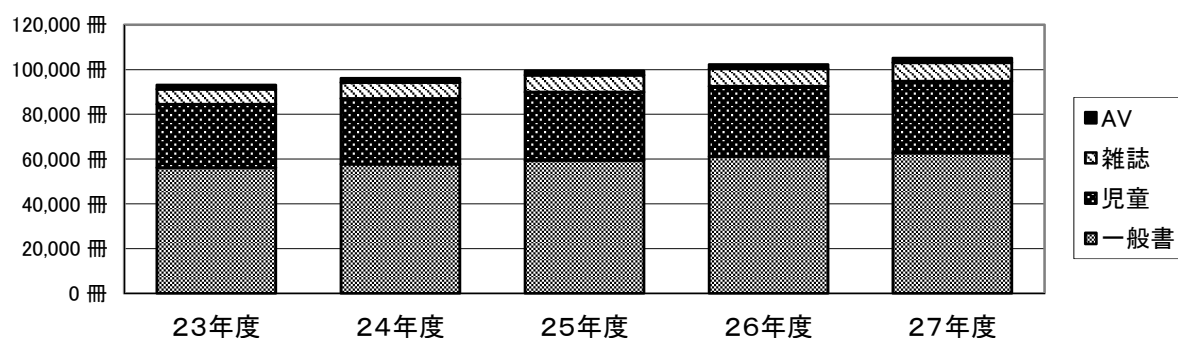
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈
一般書	1,736	384	1,240	406	1,364	288	1,371	342	1,395	100
児童	951	63	730	114	825	106	835	95	768	18
雑誌	951	2	950	4	940	3	946	6	936	19
AV	34	20	7	0	38	0	21	3	30	20
計	3,672	469	2,927	524	3,167	397	3,173	446	3,129	157
	4,141		3,451		3,564		3,619		3,286	

② 資料数の推移

(冊)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般書	56,106	57,781	59,529	61,151	62,690
児童	28,379	29,342	30,413	31,296	32,123
雑誌	6,775	7,150	7,523	7,868	8,257
AV	1,821	1,838	1,876	1,899	1,947
計	93,081	96,111	99,341	102,214	105,017

資料数の推移



③ 購入資料費の推移

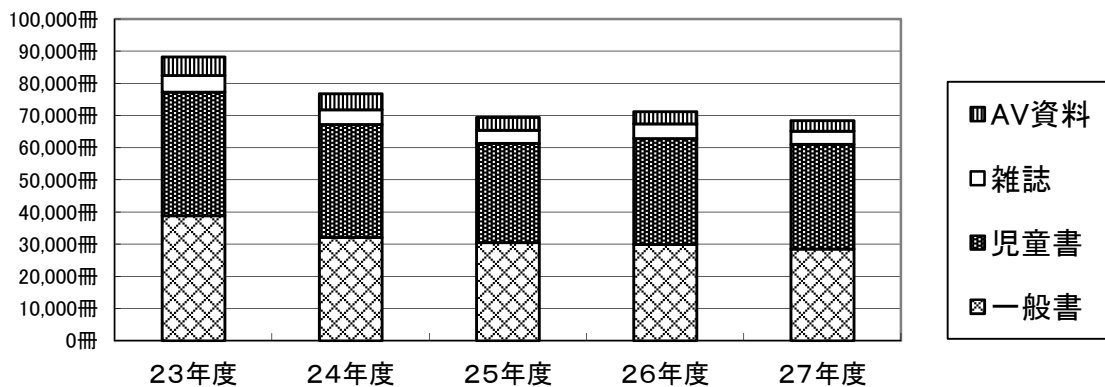
(千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度
資料費	4,434	4,807	4,678	4,766

(3) 貸出状況

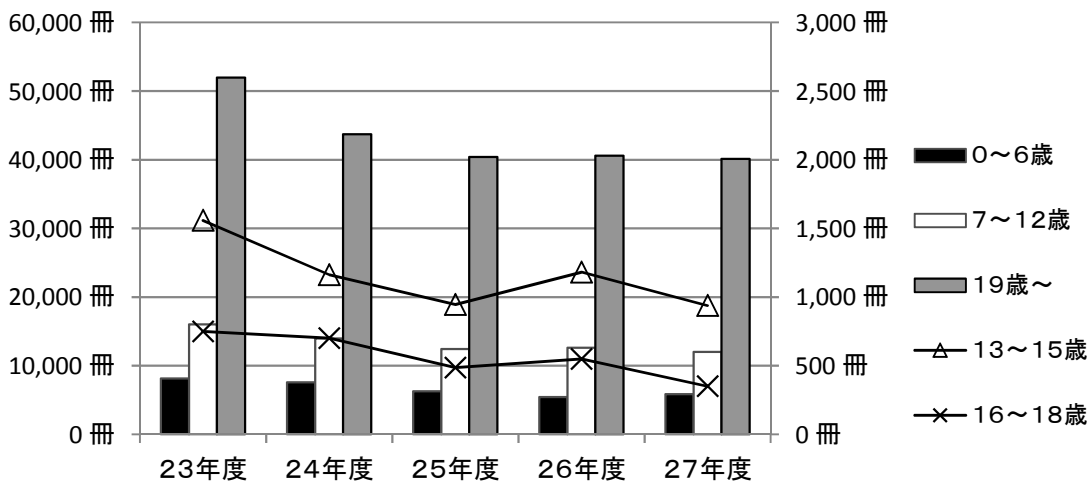
① 分類別貸出冊数推移

区	分	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
貸出冊数	一般書	冊	38,847	32,148	30,563	29,963	28,569
	児童書	冊	38,466	35,099	30,767	32,946	32,543
	雑誌	冊	5,164	4,566	4,133	4,520	4,077
	AV資料	冊	5,768	5,034	3,944	3,820	3,270
	合計	冊	88,245	76,847	69,407	71,249	68,459
	内 団体貸出	冊	9,808	9,700	8,877	10,871	9,162
	内 移動図書館	冊	990	1,256	1,531	1,568	1,699



② 年齢区分別貸出冊数推移

区分	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0～6歳	冊	8,158	7,582	6,287	5,427	5,877
7～12歳	冊	16,007	13,959	12,421	12,620	11,992
13～15歳	冊	1,558	1,163	945	1,181	938
16～18歳	冊	750	701	487	550	350
19歳～	冊	51,964	43,742	40,390	40,574	40,140
合計	冊	78,437	67,147	60,530	60,352	59,297



(4) 利用登録状況

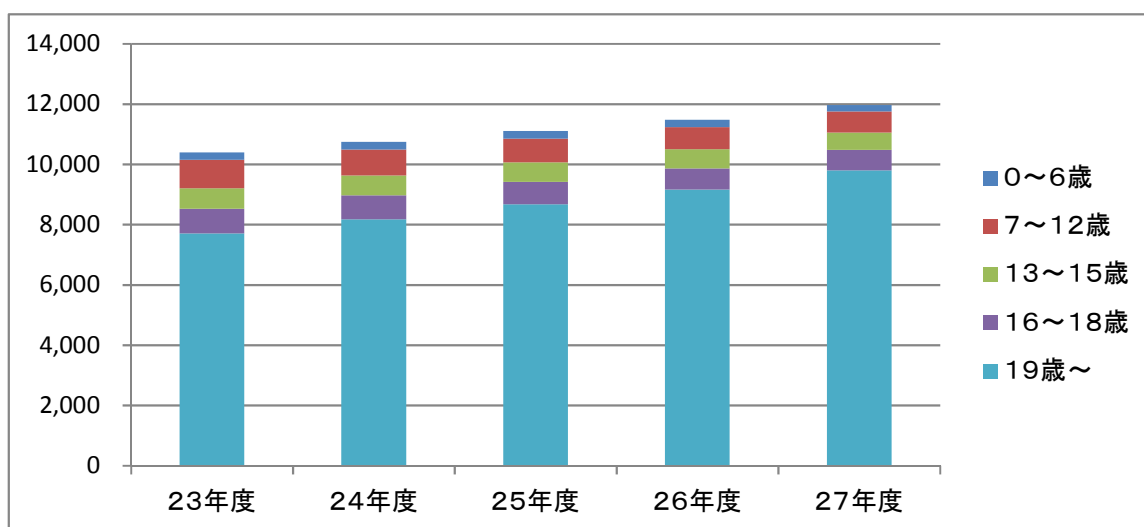
① 登録者数

区分	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個人登録者数	人	10,398	10,750	11,103	11,477	11,967
内町内登録者数	人	9,803	10,155	10,457	10,773	11,247
(町民人口)	人	(18,587)	(18,526)	(18,470)	(18,272)	(18,038)
町内登録率	%	45.5	54.8	56.6	59.0	62.4
団体登録数	団体	167	172	180	186	188
貸出利用実人数	人				2,368	2,313

② 年齢区分別登録者数

区分	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
0～6歳	人	244	259	256	240	216
7～12歳	人	949	857	780	740	694
13～15歳	人	681	664	654	629	576
16～18歳	人	820	799	737	701	683
19歳～	人	7,704	8,171	8,676	9,167	9,798
全登録者数	人	10,398	10,750	11,103	11,477	11,967

年齢区分別登録者数



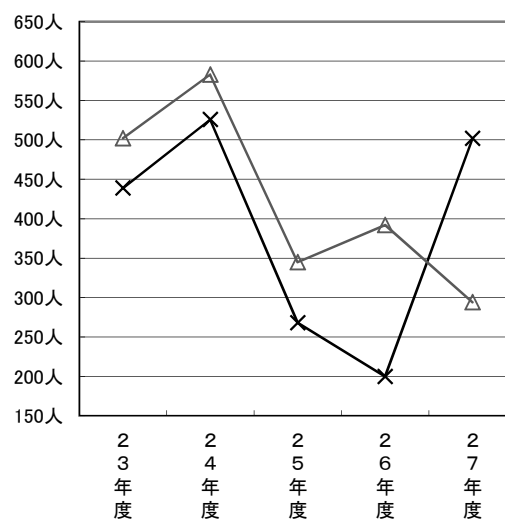
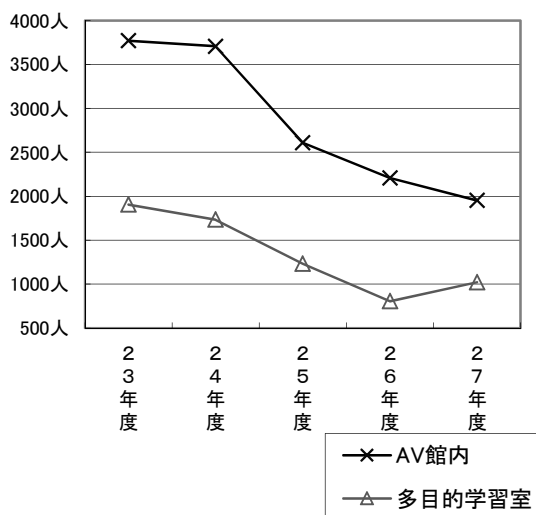
(5)レファレンス・リクエスト・予約・相互貸借数

区 分		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
レファレンス		件	282	229	178	161	250
リクエスト		件	181	163	132	147	132
予 約		件	698	617	617	607	677
相互 貸借	借り受け	冊	87	95	88	115	90
	貸し出し	冊	76	95	89	107	87

(6)館内施設利用者数

区 分		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
利用 者数	AV 館 内	人	3,771	3,708	2,609	2,210	1,953
	多目的学習室	人	1,905	1,734	1,234	805	1,023
	情報研修室	人	439	526	268	200	502
	おはなし室	人	502	583	345	392	294

館内施設利用者数



—X— 情報研修室
—△— おはなし室

門川町子ども読書活動推進計画（第二次）

～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して～

平成29年3月発行

編集・発行 門川町 門川町教育委員会